

亀井源太郎・小池信太郎・佐藤拓磨・藪中悠・和田俊憲 = 著

『刑法Ⅱ各論（日評ベーシックシリーズ）』

初版第1刷および第2刷 ISBN：978-4-535-80691-7

第5章 補遺

令和4年6月17日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」（法律第67号）により、侮辱罪の法定刑が引き上げられ、同年7月7日に施行された¹。

以下では、本書第5章「秘密を侵す罪・名誉に対する罪」の補遺として、改正条文等を示しつつ、解説する。

改正前

（侮辱）

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

改正後

（侮辱）

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

上掲のような改正を行う法律案は、「近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げる必要がある」として内閣によって国会に上程され（閣法57号）、衆参両院における審議を経て成立し既に施行されている。法定刑引上げの背景には、令和2年にリアリティ番組の出演者がSNS上での誹謗中傷を苦として自殺した事件が生じたことや、近年侮辱罪で処罰された事例では科料の上限付近（9000円や9900円）で量刑されることが少なくなく、改正前の法定刑では侮辱事案に十分に対処することができないと考えられたことがある。

審議の過程では、野党議員らによる対案が複数提出された。このうち衆法31号は、侮辱罪の規定（刑法231条）は従前のままとし、「加害目的誹謗等罪」という犯罪類型（「人の内面における人格に対する加害の目的で、これを誹謗し、又は中傷」する行為を処罰する犯罪類型）を創設し、さらに同罪について「第230条の2の例による。」との規定を新たに置くものであった。同法律案は、誹謗中傷を外部的名誉に対する罪ではなく人の内面における

¹ 同じ改正法に盛り込まれた刑罰のありかたについては、①懲役・禁錮を廃止して「拘禁刑」を創設し、②刑の執行猶予制度を拡充するなどの改正が行われた。これらの改正の施行は公布から3年以内とされ、令和7年と見込まれる。そちらについては、本シリーズ刑法Ⅰ総論第9章の補遺を参照されたい。

人格に対する罪であるとし、また、表現の自由との調整を「第 230 条の 2 の例による。」ことで行おうとしたのである（同法律案は衆議院において否決され議了となった）。

政府案は、附則を追加する修正を経て成立し、施行された。追加された附則は、「政府は、〔侮辱罪法定刑引上げ〕の施行後 3 年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第 231 条の規定の施行の状況について、同条の規定がインターネット上の誹謗(ひぼう)中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」というものである。

この検証に際しては、侮辱罪という（通説的理解によれば）外部的名誉に対する罪によって誹謗中傷対策が十分に行い得るか、法定刑を引き上げたことにより表現の自由に対する過度の制約が生じていないか、表現の自由との調整のための規定を新設すべきか（あるいは、新たな規定は置かず刑法 35 条によって調整すべきか）等が議論されることとなろう。

亀井源太郎